

令和6年度

郊外で地域の生活を支える店舗を支援します！

買い物利便性向上支援事業補助金

申請期間

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
※申請期間中であっても予算額に達した場合には、受付を終了します。

対象業種

小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業

対象エリア

市街化調整区域、大胡・宮城・粕川・富士見の各地区

対象経費

- ①店舗等の改装工事費 内装・外装・空調設備・給排水設備工事等
- ②備品購入費 耐用年数1年以上かつ取得価格が一つ税抜10万円以上の備品

一般型

補助率 **1/2**

※小規模事業者2/3

上限額 **10万円**

◆パソコン等の購入
補助率1/2 (全事業者)
上限額 5万円

事業継続のために行う事業費の一部を補助

- ✓ かかった経費の最大10万円を補助
- ✓ 令和5年度利用者も利用可能
- ✓ パソコン等の購入については、5万円まで

補助

承継型

補助率 **1/2**

※小規模事業者2/3

上限額 **50万円**

事業承継を目指して行う事業費の一部を補助

- ✓ 最大3年間の承継計画を
商工会議所等がフォローアップ
- ✓ かかった経費の最大50万円を補助

【複数年計画を申請する場合】

前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会の
いずれかのフォローアップが必須となります

お申込み・お問い合わせ先

〒371-0023 前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21 1階

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係

027-210-2188 受付時間8:30~17:15(土日祝日除く)

HPはコチラから



◆申請から補助金支払までの手続き

一般型

承継型

交付申請時の提出書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 補助事業に係る見積書の写し
- 設置図面
(施工・設置箇所の確認)
- 事業前写真
(未施工・未設置の確認)
- 同意書兼誓約書(様式第2号)
- 営業していることがわかる資料
(確定申告書の写し等)
- めぶくPay加盟店申込書

事前相談

交付申請書の作成・提出

前橋市による交付決定通知

着工・備品購入

実績報告時の提出書類

- 実績報告書(様式第10号)
- 事業後写真
(施工・設置箇所の確認)
- 補助事業に係る領収書の写し
又は振込明細書等

実績報告書の作成・提出

前橋市による交付確定通知

交付請求書の作成・提出

前橋市による補助金の支払

交付申請時の提出書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 補助事業に係る見積書の写し
- 設置図面
(施工・設置箇所の確認)
- 事業前写真
(未施工・未設置の確認)
- 同意書兼誓約書(様式第2号)
- 営業していることがわかる資料
(確定申告書の写し等)
- 事業計画書
単年承継(様式第5号)
複数年承継(様式第6号)

実績報告時の提出書類

- 実績報告書(様式第10号)
- 事業後写真
(施工・設置箇所の確認)
- 補助事業に係る領収書の写し
又は振込明細書等
- 代表者変更の確認書類
(承継した年度の場合のみ)

種別	対象経費	補助率	補助上限額
一般型	①店舗等の改装工事費 内装・外装・空調設備・給排水設備工事等	1/2	10万円
承継型	②備品購入費 耐用年数1年以上かつ備品一つ当たりの取得価格が 税抜10万円以上の備品	※小規模事業者 2/3	50万円
パソコン等の購入	③パソコン等の購入費 取得価格10万円未満の備品も対象とします。	1/2	5万円

注意事項

- ・令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間で交付申請した上で、令和7年3月31日までに事業及び支払いを完了させてください。
- ・補助対象者は、対象区域内の店舗の所在地で1年以上営業している方です。対象区域内で店舗を移転した場合は、移転先の店舗において1年以上営業している場合対象となります。
- ・原則として、市内業者への発注が条件です。
- ・補助金交付決定前に着手した事業に係る経費は対象外です。
- ・一般型、承継型及びパソコン等の購入については、同一年度での併用はできません。
- ・交付決定金額はいずれも千円未満切捨てとなります。
- ・要項違反等があった場合、交付決定が取り消されることがあります。

めぶくPay登録方法

めぶくPay公式ページ

